

第1回 川崎市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画合同会議 次第

期 間 ： 令和2年4月24日（金）～5月8日（金）

会議形式：書面会議

会議資料

- 資料1：委員名簿
- 資料2：計画策定の検討体制について
- 資料3：かわさきいきいき長寿プランの位置付け
- 資料4：第8期計画 策定スケジュール
- 資料5：第8期かわさきいきいき長寿プラン 5つの取組の概要（案）
- 資料6：本市における日常生活圏域の新たな設定について（案）

次回開催について

日 時：6月2日（火）14時から16時

場 所：高津区役所5階第1会議室（高津区下作延2-8-1）

※次回開催について上記日程を予定しておりますが、新型コロナウイルスにおける社会情勢の状況によって、変更する可能性があります。変更の際には、改めて御連絡させていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。

第 1 回川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画合同会議 各資料について

第 8 期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下：第 8 期計画）策定に係る第 1 回会議資料について、当資料を参考にご確認いただきたいと存じます。

ご意見等がございましたら、「意見票」にご記載いただくか、任意の様式にてメールにて担当宛てにご連絡いただきたいと存じます。

資料 1～4 につきましては、計画策定の検討体制やスケジュール等でございますので、ご確認をいただきたいと思います。資料 5、6 につきましては、計画に関わる重要な内容となりますので、ご確認の上、ご意見をいただきたいと存じます。

大変お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

【各資料の説明】

資料 1 【令和 2 年度川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険計画合同会議 委員名簿】

本会議に参加いただく委員の皆さまの名簿です。

氏名、団体名等についてご確認をお願いいたします。

資料 2 【計画策定の検討体制について】

第 8 期計画は、法に定められた計画となります。

資料では、各法律で定められていることや高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定していくこと、計画期間のほか、検討体制につきましては、既存の「介護保険運営協議会」「地域包括支援センター運営協議会」と今年度新たに「高齢者保健福祉計画策定推進委員会」を設置し、合同で会議を開催し、一体的に計画策定を進めていくことについて記載しております。

検討体制についてご確認をお願いいたします。

資料 3 【かわさきいきいき長寿プランの位置付け】

川崎市では、第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から市民の皆さまに親しみをもって、幅広く知っていただけるよう「かわさきいきいき長寿プラン」という名称にしております。

資料では、本市における「かわさきいきいき長寿プラン」の位置づけについて記載しており、地域包括ケアシステムの構築に向けても、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として計画の策定を進めるものとしています。

本市における第 8 期計画の位置づけについてご確認をお願いいたします。

資料4

【第8期計画 策定スケジュール】

本計画は、介護保険制度が開始された平成12年度にスタートし、3年毎に見直しを行っております。第8期計画では、令和3年から令和5年を計画期間として、今年度策定を行います。

また、計画策定に向けた検討については、合同会議及び部会・分科会を設置し、検討を進めてまいりたいと考えております。

会議の開催回数等は、第7期計画策定時と同様に合同会議を5回、部会、分科会については、3回～4回の実施を考えております。

第7期計画策定時は、6月～10月までに計画策定の検討を行っており、第8期計画策定においても同様のスケジュールを考えております。また、1月、2月は、計画案に関するパブリックコメントによる市民の皆さまの意見等を踏まえた計画書について検討・報告を行っているものでございます。

合同会議や部会・分科会の開催時期等についてご確認をお願いいたします。

資料5－1

【第8期かわさきいきいき長寿プラン 5つの取組の概要（案）】

第8期計画における取組の大きな柱については、各取組の継続性があるため第7期計画と同様にローマ数字のⅠからⅤにある5つの柱で進めてまいりたいと考えています。

●で示している取組等につきましては、今後の合同会議や部会・分科会等で議論を進めた上で決定してまいりたいと考えています。

また、下線を引いている箇所については、第7期計画からの変更点となります。

第8期計画の骨子案となるⅠからⅤの5つの柱や●で示している各取組について、ご確認の上、ご意見をくださいますようお願いいたします。

資料5－2

【参考 第7期計画 5つの取組】

第7期計画における5つの取組の資料です。資料5－1とともにご確認ください。

資料6－1

【本市における日常生活圏域の新たな設定について（案）】

日常生活圏域の設定について、第7期計画では7行政区とし、中学校区程度の圏域を「地域ケア圏域」として概念的に設定しました。

第8期計画では、本市が進めている「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組の「地域づくり」の推進に合わせ、第7期計画における「地域ケア圏域」と同程度の44の圏域を日常生活圏域として設定し、計画を策定し取組を進めてまいりたいと考えています。

日常生活圏域の内容と本市の方針について、ご確認の上、ご意見をくださいますようお願いいたします。

資料6－2

【日常生活圏域 44圏域案】

第8期計画における日常生活圏域の案です。資料6－1とともにご確認ください。

介護保険運営協議会委員

令和2年4月24日現在

No	氏名	団体名	備考
1	青 木 英 光	川崎市社会福祉協議会 副会長	
2	石 川 恵美子	神奈川県弁護士会	
3	石 山 麗 子	国際医療福祉大学大学院 教授	
4	井 村 満 雄	川崎市介護老人保健施設連絡協議会	
5	宇 井 敬	川崎市薬剤師会	
6	遠 藤 慶 子	川崎市福祉サービス協議会 副会長	
7	遠 藤 正 巳	市民公募委員	
8	大 谷 啓 一	市民公募委員	
9	大 橋 博 樹	川崎市医師会 理事	
10	柿 沼 矩 子	川崎市認知症ネットワーク 代表	
11	志 村 勝 美	市民公募委員	
12	関 口 博 仁	川崎市医師会 副会長	
13	竹 内 孝 仁	国際医療福祉大学大学院 特任教授	
14	出 口 智 子	川崎市介護支援専門員連絡会 会長	
15	成 田 哲 夫	川崎市老人福祉施設事業協会 会長	
16	原 田 美根子	川崎市看護協会 常務理事	
17	平 山 みちる	神奈川県社会福祉士会川崎支部 支部長	
18	松 山 知 明	川崎市歯科医師会 副会長	
19	三津間 通	川崎市栄養士会 副会長	
20	宮 下 公美子	市民公募委員	

地域包括支援センター運営協議会委員

No	氏名	団体名	備考
1	宇 井 敬	川崎市薬剤師会 介護支援委員会委員	介護保険運営協議会委員
2	角 山 雅 計	川崎市全町内会連合会 副会長	
3	関 口 博 仁	川崎市医師会 副会長	介護保険運営協議会委員
4	竹 内 孝 仁	国際医療福祉大学大学院 特任教授	介護保険運営協議会委員
5	出 口 智 子	川崎市介護支援専門員連絡会 会長	介護保険運営協議会委員
6	成 田 哲 夫	川崎市老人福祉施設事業協会 会長	介護保険運営協議会委員
7	原 田 美根子	川崎市看護協会 常務理事	介護保険運営協議会委員
8	星 川 美代子	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事	
9	松 山 知 明	川崎市歯科医師会 専務理事	介護保険運営協議会委員
10	三津間 通	川崎市栄養士会 副会長	介護保険運営協議会委員

高齢者保健福祉計画策定推進委員(アドバイザー委員)

No	氏名	団体名	備考
1	遠 藤 慶 一	在宅介護者の会	
2	小 池 義 教	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター 常務理事・事務局長	
3	柴 田 範 子	特定非営利法人楽 理事長	
4	下 垣 光	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授	
5	鈴 木 恵 子	NPO法人すずの会 代表	
6	瀬 下 章 子	市民福祉事業センター・かわさき 副代表	
7	手 塚 光 洋	公益財団法人 川崎市老人クラブ連合会 常任理事・事務局長	
8	福 芝 康 祐	川崎市社会福祉協議会 事務局長	
9	村 田 清 子	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事	

計画策定の検討体制

【高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について】

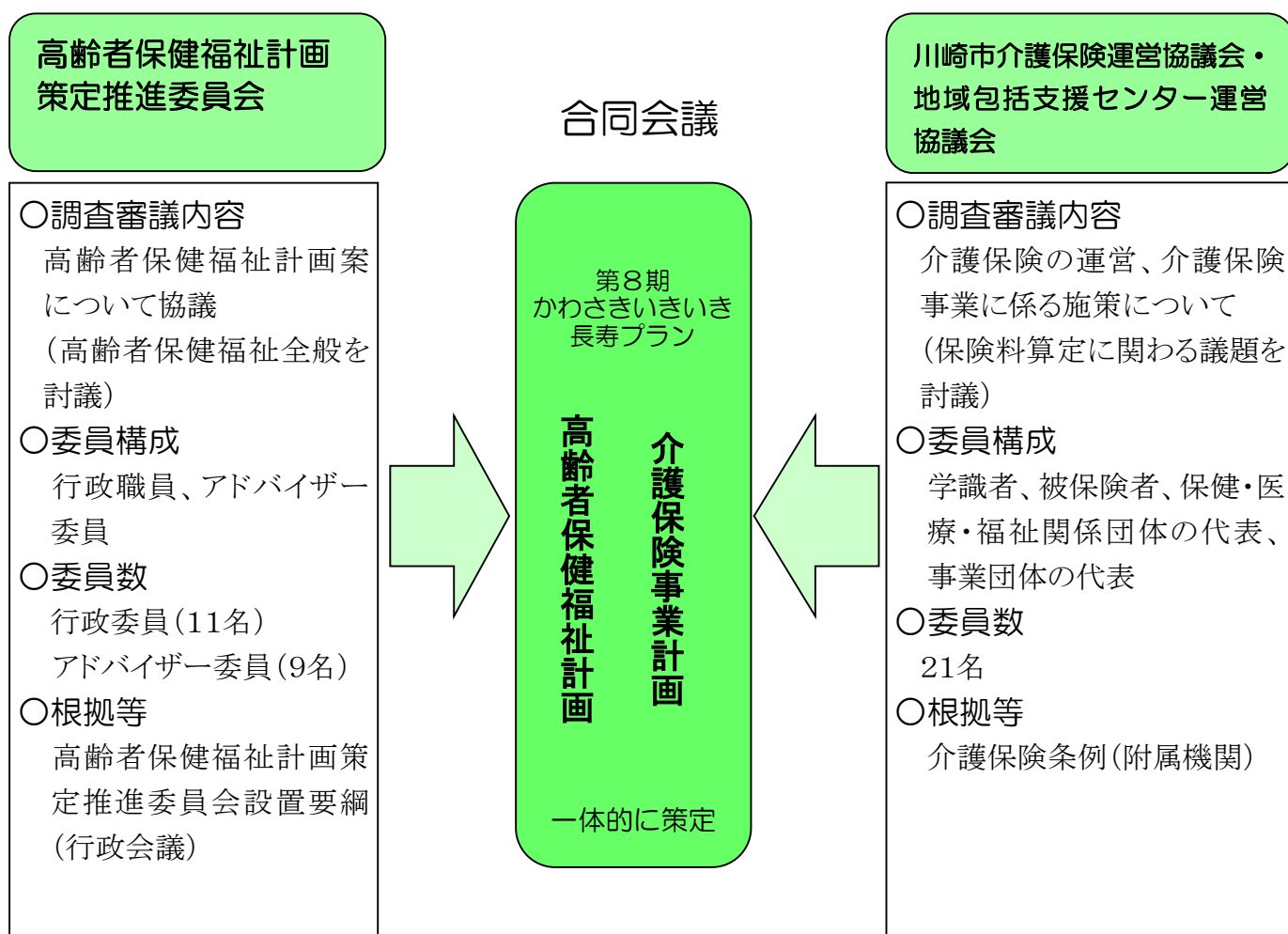
「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、介護保険サービスとそれ以外の高齢者福祉サービスの供給体制の確保に向けた計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項に基づき、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組み内容を定める計画です。

これらの計画については、老人福祉法第20条の8第7項で、一体のものとして作成することが定められており、本市においては、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として、策定します。今回は、令和3年度から令和5年度までの第8期計画を、令和2年度に策定いたします。

【計画の検討体制】

第8期計画の策定につきましては、既存の「介護保険運営協議会」及び「地域包括支援センター運営協議会」と、今年度新たに「高齢者保健福祉計画策定推進委員会」を設置し、両会議を合同で開催することで、計画を策定する体制とします。

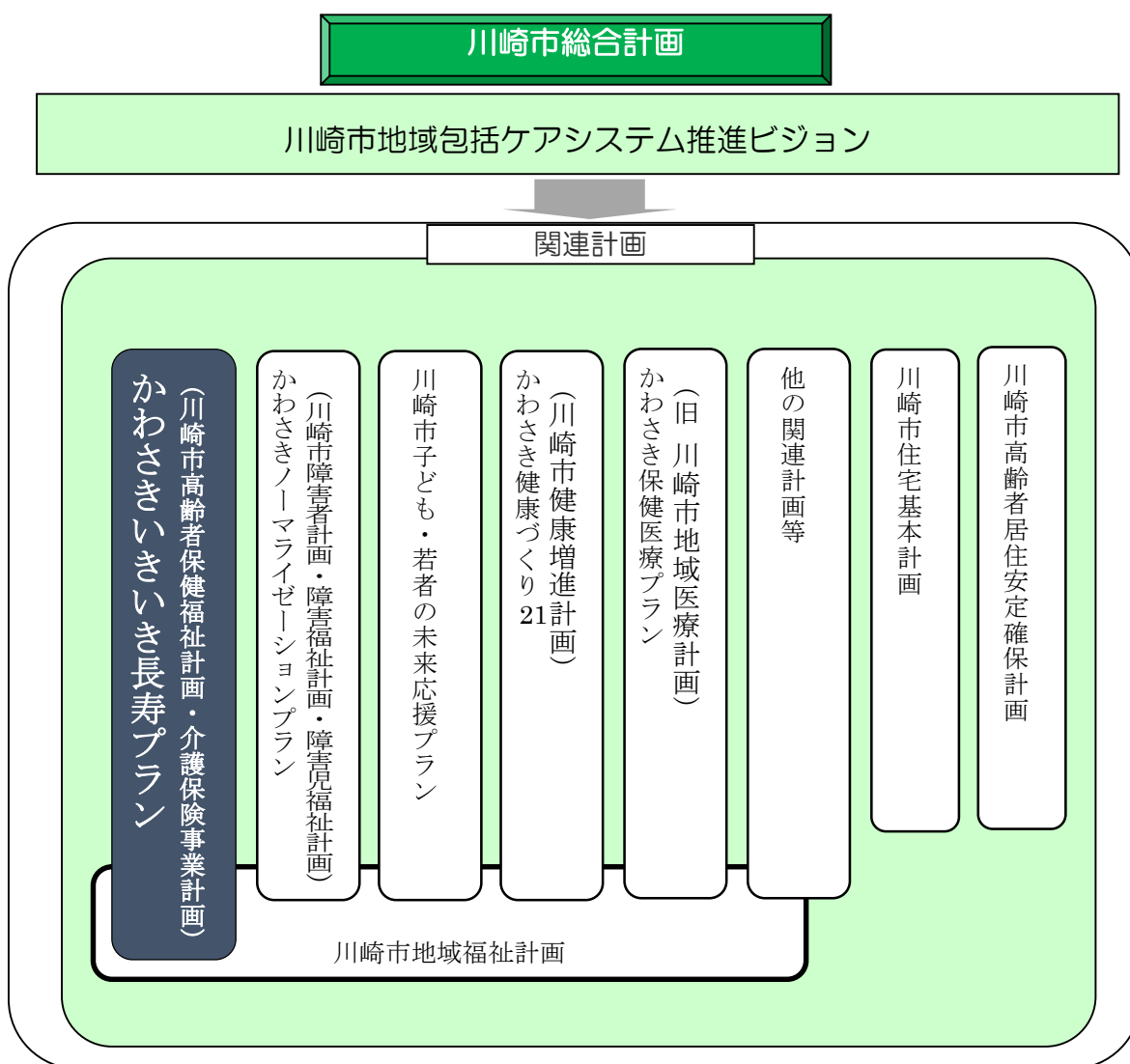


かわさきいきいき長寿プランの位置付け

川崎市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、市民の皆様
に親しみをもって、幅広く知っていただくため、第5期計画から「かわさきい
きいき長寿プラン」としております。

かわさきいきいき長寿プランは、本市の総合計画のもとに位置づけられてい
ます。地域包括ケアシステムの構築を見据えた取組については、「川崎市地域
包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念とし、各計画の連携や整合のとれ
た内容になるように策定します。

【かわさきいきいき長寿プランと他の計画の関係】



第8期計画 策定スケジュール

①計画の期間

30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
第7期計画								
	実態調査実施	8期計画策定	第8期計画					
						第9期計画		

②高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 合同会議

	第7期	第8期
第1回	平成29年 4月27日	令和2年 4月30日
第2回	平成29年 6月 5日	令和2年 6月 2日
第3回	平成29年 10月30日	令和2年 10月 下旬
第4回	平成30年 2月15日	令和3年 2月 中旬
第5回	平成30年 3月20日	令和3年 3月 中旬

③介護保険運営協議会（単独）

第1回	平成30年 1月31日	令和3年 1月 下旬
-----	-------------	------------

④分科会、部会等の設置（※）

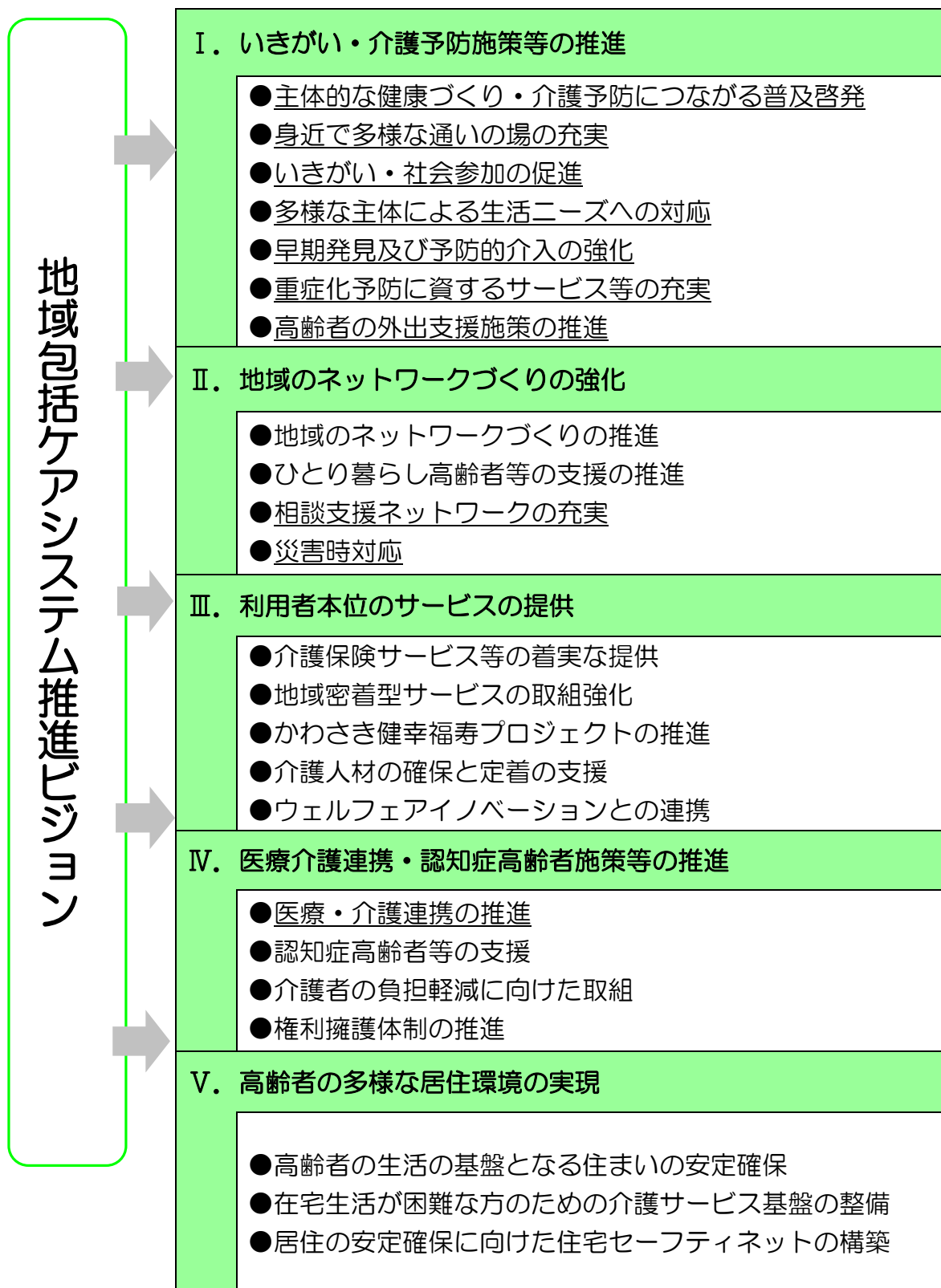
	第7期	第8期
いきがい・介護予防施策等の推進（分科会）	4回実施（7月～2月）	詳細未定 （6月～2月）
高齢者の外出支援施策の検討	—	
地域のネットワークづくりの推進（分科会）	4回実施（7月～2月）	
高齢者福祉サービスのあり方検討（部会）	4回実施（6月～10月）	
在宅療養推進協議会	3回実施（6月～1月）	
認知症施策の充実（分科会）	3回実施（8月～1月）	
高齢者の多様な居住環境の実現（部会）	3回実施（7月～9月）	

※分科会とは、計画策定にあたり専門的な議論を進めるためのもので、計画策定委員または介護保険運営協議会委員・包括支援センター運営協議会委員を含めて構成し、議論を行います（関係者として、区役所職員や地域包括支援センター職員等が入る場合もあります。）。

※部会とは、計画策定に当たり行政内部の課題の解決に向けた検討を行うもので、行政職員が中心となって構成し、議論を行います。

※上記の表で（分科会）、（部会）となっていない会議体については、本計画の策定以外を目的として設置している会議体です。各会議体の検討の中で第8期計画についても議論を行います。

第8期かわさきいきいき長寿プラン 5つの取組の概要（案）



●については、現時点での取組等を中心に記載していますが、今後の合同会議、分科会等でご意見をいただきながら議論して、内容を決めることとします。

地域包括ケアシステム構築に向けての5つの取組

川崎らしい都市型の地域居住の実現

基本
目標

- ①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- ②介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる
支え合いのまちづくり

取組
Ⅰ



いきがい・介護予防施策等の推進

- i) 介護予防・生活支援の取組強化
- ii) 健康づくりの推進
- iii) いきがいづくりの推進

取組
Ⅱ



地域のネットワークづくりの強化

- i) 地域のネットワークづくりの推進
- ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進
- iii) 地域包括支援センターの連携強化
- iv) 災害時の避難支援

取組
Ⅲ



利用者本位のサービスの提供

- i) 介護保険サービス等の着実な提供
- ii) 地域密着型サービスの取組強化
- iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進
- iv) 介護人材の確保と定着の支援
- v) ウェルフェアイノベーションとの連携

取組
Ⅳ



医療介護連携・認知症高齢者施策等の推進

- i) 在宅医療・介護連携の推進
- ii) 認知症高齢者等の支援
- iii) 介護者の負担軽減に向けた取組
- iv) 権利擁護体制の推進

取組
Ⅴ



高齢者の多様な居住環境の実現

- i) 高齢者の生活の基盤となる住まいの安定確保
- ii) 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備
- iii) 居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築

本市における日常生活圏域の新たな設定について

1. 日常生活圏域とは

高齢者に、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活の場を単位として設定される範囲のことをいう。

市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを勘案し、地域の特性などを踏まえて日常生活圏域を設定することとされている。

2. これまでの本市における日常生活圏域の考え方

「第 7 期かわさきいきいき長寿プラン」では、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念とし、各関連個別計画間で連携を図る中で、圏域の考え方については「地域福祉計画」と連携し、次の内容としました。

本市は、地理的条件、交通事情などからみるとコンパクトな都市であり、人口分布や介護基盤の整備状況などを総合的に勘案して、行政区の 7 か所を「日常生活圏域」としている。また、地域包括支援センターを設置している中学校区程度を「地域ケア圏域」として概念的に設定し、地域づくりの単位としている。

地域で生活するために必要と考えられる支援として、①相談窓口の確保、②日常的な見守りと緊急時の連絡先の確保、③介護が必要となった時のサービス提供、④健康づくり・介護予防、⑤医療の提供、⑥地域の事業者の協力などがある。

第 7 期計画では、「地域ケア圏域」と「日常生活圏域」のより一層の連携を踏まえながら、高齢者施策の充実を図る。

※「第 7 期かわさきいきいき長寿プラン」より

【参考】地域福祉計画推進における圏域の考え方

	圏域	圏域の考え方
第 3 層	小地域 町内会・自治会（約 650） 小学校区（約 110 校区） など	（例示） ・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第 2 層	地域ケア圏域（中学校区程度） （50 圏域程度） 人口平均 30,000 人程度 いきいの家（48 か所） 地域包括支援センター（49 か所） こども文化センター（58 か所）	・地域包括支援センターやいきいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第 1 層	区域（7 区） 人口 16 万人～25 万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第 0 層	市域 人口 約 150 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

※「第 5 期川崎市地域福祉計画」より

3. 日常生活圏域の新たな設定について（案）

「第 7 期かわさきいきいき長寿プラン」の計画期間（平成 30～令和 2 年度）中に、本市におけるすべての住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組の中で、「意識づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」の 3 つの取組の「地域づくり」として、生活支援体制整備事業を包含した形で、地区カルテを活用した地域マネジメントの取組を区役所地域みまもり支援センターを中心に推進してきた。

こうした中で、一定の進捗が図られ、今後の区役所地域みまもり支援センターの地域マネジメント手法について、令和元年度末に、「地域包括ケア推進のための地域マネジメントの考え方と取組の実践例」を作成し、今後の取組の方向性をまとめた。

また、「地域づくり」の取組推進の中では、これまでの地域みまもり支援センターにおける地区担当エリアの状況を踏まえ、社会福祉協議会との更なる連携を見据えて、地域の状況を把握するための基本的な単位として、地区社会福祉協議会をベースとする市内 44 地区を念頭に置くこととしている（麻生区は地区民生委員児童委員協議会のエリアを想定）。

そのため、「第 8 期かわさきいきいき長寿プラン」においては、日常生活圏域について、これまでの行政区の 7 圏域から、概念的に概ね中学校区程度として設置してきた「地域ケア圏域」を 44 圏域の日常生活圏域 として整理し、圏域の名称については、上記の地域包括ケアシステム構築に向けた取組の検討の中で設定していくこととする。

なお、高齢者施策に関わる取組について、第 8 期計画においては、これまでの取組の継続性に留意しながら、新たに設定される日常生活圏域と整合を図り、取組を推進することとしていく。



1	川崎区	川崎区1	本町、堀之内町、旭町、富士見1丁目、宮本町、東田町、砂子、榎町、駅前本町、新川通、境町、宮前町、港町
2		川崎区2	貝塚、元木、下並木、池田、京町1・2丁目、日進町、小川町、南町、堤根
3		川崎区3	渡田、渡田向町、渡田新町、渡田山王町、渡田東町、小田1丁目
4		川崎区4	大島上町、中島、大島、鋼管通1丁目の一部、富士見2丁目
5		川崎区5	大師駅前、川中島、伊勢町、藤崎
6		川崎区6	四谷上町、四谷下町、観音、池上新町、台町
7		川崎区7	殿町、出来野、大師河原、江川、田町、塩浜、日ノ出、夜光、浮島、小島町、千鳥町、東扇島
8		川崎区8	大師本町、大師町、東門前、昭和、中瀬
9		川崎区9	浜町、桜本、池上町、扇町、鋼管通2～5丁目、田島町、追分町、浅野町、南渡田町
10		川崎区10	小田栄、京町3丁目、浅田、小田2～7丁目、白石町、大川町、田辺新田
11	幸区	幸区1	幸町、中幸町、南幸町、柳町、大宮町、都町、堀川町
12		幸区2	小向町、小向西町、小向仲野町、戸手、戸手本町、神明町、紺屋町、遠藤町
13		幸区3	河原町
14		幸区4	下平間、古川町、塚越、新塚越、古市場、東古市場
15		幸区5	鹿島田、北加瀬、矢上、新川崎
16		幸区6	南加瀬
17		幸区7	小倉、東小倉、新小倉

18	中原区	中原区1	荻宿、西加瀬、木月、木月住吉町、木月伊勢町、木月祇園町、木月大町、井田、井田中ノ町、井田杉山町、井田三舞町
19		中原区2	上平間、北谷町、田尻町、中丸子、下沼部
20		中原区3	上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、新丸子町、新丸子東、丸子通
21		中原区4	小杉町、小杉陣屋町、小杉御殿町、等々力、今井上町、今井仲町、今井南町、今井西町、市ノ坪
22		中原区5	宮内、上小田中、上新城、新城中町、下新城、新城、下小田中
23	高津区	高津区1	溝口、久地、宇奈根
24		高津区2	下作延、上作延、坂戸、久本、梶ヶ谷、向ヶ丘
25		高津区3	二子、瀬田、諏訪、北見方、下野毛
26		高津区4	末長、新作、千年、千年新町、子母口、久末、蟹ヶ谷、明津、野川
27	宮前区	宮前区1	野川、梶ヶ谷、高津区野川の一部
28		宮前区2	土橋、けやき平、神木
29		宮前区3	有馬、鷺沼
30		宮前区4	東有馬
31		宮前区5	馬絹、小台、宮崎の一部(大塚町内会の地域)
32		宮前区6	宮前平、宮崎(大塚町内会の地域を除く)
33		宮前区7	神木本町、五所塚、平、初山、犬蔵、菅生、菅生ヶ丘、白幡台、南平台、水沢、潮見台
34	多摩区	多摩区1	登戸、登戸新町
35		多摩区2	菅、菅野戸呂、菅稲田堤、菅城下、菅仙谷、菅北浦、菅馬場
36		多摩区3	中野島、布田
37		多摩区4	宿河原、長尾、堰
38		多摩区5	栗谷、三田、寺尾台、生田、西生田、東生田、長沢、東三田、南生田、枳形
39	麻生区	麻生区1	高石、多摩美地区、細山1丁目一部
40		麻生区2	細山、千代ヶ丘、金程、向原
41		麻生区3	百合丘、東百合丘
42		麻生区4	王禅寺、虹ヶ丘、白山
43		麻生区5	上麻生、下麻生、早野、岡上
44		麻生区6	片平、五力田、栗平、古沢、万福寺、黒川、栗木台、栗木、白鳥、はるひ野

社協区にない町丁

川崎区 鈴木町
大師公園
水江

幸区 小向
小向東芝

中原区 大倉町
上丸子
小杉

高津区 子母口富士見台
東野川 ●

宮前区 野川本町 ●
西野川 ●

多摩区 和泉

麻生区 南黒川
王禅寺西 ●
王禅寺東

高津区4

宮前区1 野川
野川

令和2年度川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画合同会議 意見票

令和2年 月 日

氏 名： _____ 印

メール： _____

※今後、メールによるご連絡も行いたいと考えております。
お手数ですがメールアドレスのご記入をお願いいたします。

第1回合同会議意見について

※ご意見が無い場合も「なし」とご記入いただき、署名、捺印の上、ご返送ください。

※メールによる回答も受け付けておりますが、その場合にも、当回答票に「メールにて回答」と記入いただき、署名、捺印の上、御返送ください。

(メールについては 40kosui@city.kawasaki.jp 久野木宛にご送付ください。)